

八千代市個人情報保護条例第 10 条第 2 号の規定に基づく手続の履行状況

1 事案の概要

本市が平成 30 年 7 月から行っている「ちばシティポイント」(※1)の実証実験について、令和元年 10 月 15 日から、八千代市と共同で行うこととし、当該実証実験で利用しているポイント管理システムを共同で利用するためにオンライン結合(※2)を行ったもの

※1 既存の電子マネーカード(ちば風太WAONカード・やっちWAONカード)を活用して、ボランティア活動や健康増進維持活動などに参加した人に、地域ポイントを付与することで、当該活動の促進や市の施策の推進を図るもの(付与されたポイントはWONポイントや施設の利用券等に交換可)

※2 市と相手方の電子計算機を結合して、市の保有する個人情報を相手方が随時入手できるような状態にすること。

2 オンライン結合に必要な手続

(1) 千葉市

相手方が八千代市(国等)であることから、千葉市個人情報保護条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、結合後に、本審議会に報告した(令和 2 年 1 月 9 日)。

(2) 八千代市

相手方の属性にかかわらず、八千代市個人情報保護条例第 10 条第 2 号の規定に基づき、事前に、八千代市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴かなければならないところ、当該手続が履行されていなかった。

3 報告に対する本審議会の意見(令和 2 年 2 月 7 日付け)

八千代市による実施機関(千葉市)とのオンライン結合について必要となる八千代市個人情報保護条例第 10 条第 2 号の規定に基づく手続の履行状況について確認し、本審議会に報告すること。

4 八千代市による手続の履行状況等

(1) 諮問: 令和 2 年 2 月 18 日

(2) 答申: 令和 2 年 3 月 27 日

(3) 答申の概要

実施機関(八千代市)が地域ポイント制度「ちばシティポイント」実証実験に係る通信回線(オンライン結合)による実施機関以外のものへの個人情報の提供については、公益上特に必要があると認める。

《参考》八千代市個人情報保護条例

第 10 条 実施機関は実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 八千代市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。